

●香川県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき変更後の区域により道路の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年1月25日から同年2月15日まで一般の縦覧に供する。

平成25年1月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 小菘前田東線（42号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字氷上字西ツフ 口木2578番2地先から	前	10.3~14.4	36	道路改修事業に伴う 平成16年香川県告示 第490号で変更した 区域の一部の変更
木田郡三木町大字氷上字西ツフ 口木2568番地先まで	後	14.4~19.8	36	

- 4 供用開始の期日 平成25年1月25日